

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 4 回相模原市介護保険制度に係る実務者会議				
事務局 (担当課)		保険高齢部 高齢政策課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 3 5 4 (直通)				
開催日時		平成 2 9 年 7 月 2 8 日 (金) 1 9 時 0 0 分 ~ 2 1 時 0 0 分				
開催場所		ウェルネスさがみはら 5 階会議室				
出席者	委員	1 4 人 (別紙のとおり)				
	その他	0 人				
	事務局	1 6 人 (保険高齢部長、高齢政策課長、他 1 4 人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		議題 (1) 第 7 期高齢者保健福祉計画の素案について (2) その他				

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。() は委員の発言、 [] は事務局の発言)

(1) 第 7 期高齢者保健福祉計画の素案について

第 7 期高齢者保健福祉計画の素案について、事務局より説明を行った。

[基本目標 1 地域包括ケアシステムの構築について]

「方針 3 高齢者の暮らしを支える体制の充実」について、「自治会」や「民生委員・児童委員」の記載を増やす必要があると思う。〔施策の方向(4)地域の見守りのネットワークづくりの推進〕、〔施策の方向(5)高齢者の虐待防止と権利擁護の充実〕に「自治会」や「民生委員・児童委員」の記載があるが、実態として、自治会や民生委員・児童委員に活躍していただいている場面が多くある。

地域ケア会議地域づくり部会等は、自治会や民生委員・児童委員の方も構成員として組織している。記載については工夫する。

「方針 4 高齢者の居住安定に係る施策の推進」〔施策の方向(3)災害時の支援体制の充実〕について、災害時に高齢者施設が地域の中での基幹的な役割を担うよう、連携について記載をしたほうが良い。また、津久井地域の中には、水害や土砂災害が発生した際に孤立する可能性がある地域がある。そのような地域との情報伝達の手段等について計画に記載する必要があると思う。

市と相模原市高齢者福祉施設協議会の協定により、災害時には、要介護 3 までの方はデイサービスセンター、要介護 4・5 の方は特別養護老人ホーム(以下「特養」という)で受け入れてくれることになっている。さらに充実させていくことについては検討させていただく。

災害発生時に孤立のおそれが生じる地域については、市で孤立対策推進地区として指定し、衛星携帯電話や備蓄品を配置して孤立対策を行っているところである。孤立対策については、市の災害対策として取り組んでいる。

民生委員・児童委員の中に介護保険の知識が十分でない方もいるため、民生委員・児童委員に対して介護保険の研修を行う必要があると思う。

〔施策の方向(3)災害時の支援体制の充実〕について、特養の職員は災害に対する意識が高いと感じるが、特養以外の職員、例として、民間企業が運営する施設職員の災害に対する意識が低いと感じる場面があった。市で、施設に対する災害時の意識啓発を行ってほしい。

民生委員・児童委員について、昨年度に民生委員・児童委員の改定があり、約 35%の方が新任の民生委員・児童委員として就任した。民生委員・児童委員への介護保険制度の研修は今後検討させていただく。

介護保険施設の災害対策について、昨年、岩手県の認知症対応型グループホー

ムで災害により多数の利用者が亡くなるという事故があったことを踏まえ、介護保険施設は災害に備えた計画を作成することとなった。市として、各施設の計画の策定状況の進行管理を行っており、未策定の介護保険施設に対しては早急に計画を策定するよう指導を行っているところである。

「方針3 高齢者の暮らしを支える体制の充実」〔施策の方向(1)高齢者支援センターの機能の充実〕の「基幹的な役割による高齢者支援センターの後方支援・総合調整」について、市が高齢者支援センターの「後方支援・総合調整」を行っているとは思いますが、具体的に何を行っているのか見えてこない。今後、市が具体的にどのようなことを行っているのか計画に記載していく必要があると思う。

「方針4 高齢者の居住安定に係る施策の推進」〔施策の方向(2)高齢者等が安全・安心に暮らし、参加できるまちづくりの推進〕について、高齢者が社会参加する課題として、移動手段の確保が必要であると思う。運転免許証を返納している高齢者が増えており、「まだ大丈夫」という方が免許証を返納している状況がある。「利用しやすい交通のインフラ整備に向けて働きかけていく」ニュアンスの文言を計画に記載しても良いのではないかと思う。移動手段の確保の部分は、気にしている市民の方も多くいると思う。

「基幹的な役割による高齢者支援センターの後方支援・総合調整」について、高齢者支援センターのケアプラン点検等を通じて、高齢者支援センターの後方支援を行っているところであり、別項目でも記載している取組みもある。計画への記載については、分かりやすい表現を検討していきたいと思う。

移動手段の確保について、社会福祉法人の方との会議の中で、社会福祉法人の社会貢献の一つとして、デイサービスの自動車を送迎時間外に活用することや、地域交流スペースを貸し出すことについて話しがでている。引き続き、議論を継続したいと思っている。

私共はデイサービスを運営しているが、デイサービスの送迎時間外で自動車を貸し出すことに問題はないと思っている。例えば、高齢者支援センターに自動車を貸し出し、地域の高齢者がまとまって買い物に行くなどの活用方法があると思う。

社会福祉法人の中には、自動車を貸し出すことが難しい法人もあると思う。全市的な取組みとしては始めるのは難しいと思うため、実験的な事業で始めるなど、市が移動手段の確保に向けて取組みを行っている姿勢を見せていくことが重要であると思う。

社会福祉法人が保有する自動車の活用については、運転手の確保や燃料費の負担、自動車保険等の課題があるため、引き続き、社会福祉法人と議論を重ねていきたいと思っている。

デイサービスや特養が保有する自動車を活用し、送迎等ができれば良いが、夕

クシー業界の営業活動との兼ね合いがあり、送迎等で活用することは難しいとの話を聞いたことがある。

介護保険サービス提供時間外に無償で送迎等をするについては問題ないと思う。

私は10年程前にイギリスの障害者施設にボランティア留学をしていた経験があるが、イギリスでは電動車椅子が普及しており、車椅子を利用している方が自分自身の力でバスを乗り降りできる環境になっていた。日本の駅やスーパーは、車椅子の方が行動できるように環境が整備されている場所もあるが、電動車椅子を利用している方を見かけることが少ない。高齢者が送迎等の支援を受けるだけでなく、自分自身の力で外出できるように支援していく必要があると思う。また、高齢者の方は、動作能力を向上させることが難しく、機能維持をすることが精一杯な状況がある。高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって安心して生活を送れるように支援していく部分として、我々が「当たり前」だと思っている生活の身近な部分について、高齢者が自分自身の力でできるようにバリアフリー環境を整備していくことが重要だと思う。

「方針1 在宅医療・介護連携の推進」〔施策の方向(1)在宅医療・介護連携の推進〕〔基本的な取組〕の部分になると思うが、利用者に医療が必要になった場合に、利用者本人や家族の医療に対する意思が、事前に表出されているような仕組みを構築することが必要であると思う。利用者に医療が必要になった場合に、利用者本人や家族の意思に沿わないことが起きる可能性がある。

利用者本人や家族の医療に対する事前の意思表示の仕組みについては、現在検討しているところである。引き続き検討していくとともに、在宅医療・介護連携推進会議等の会議でも議論させていただきたいと考えている。

「方針1 在宅医療・介護連携の推進」〔施策の方向(1)在宅医療・介護連携の推進〕〔基本的な取組〕「在宅医療・介護連携に関する相談支援」の中に、(仮称)在宅医療・介護連携センターの設置を検討するとあるが、どのようなものを考えているのか。また、「介護保険施策などについて情報交換を行う町田市・相模原市保健福祉行政連絡会議の開催」と記載があるが、座間市在住の方の介護に携わった際に、行政によって対応に違いを感じたことがあったため、座間市等との連携も必要であると思う。

(仮称)在宅医療・介護連携センターは、医療・介護に従事する者からの相談に対する支援を行うシステムとして、他の政令指定都市が既に設置しているものである。本市としても、今後検討していきたいと考え、取組事項に記載したところである。

「介護保険施策などについて情報交換を行う町田市・相模原市保健福祉行政連絡会議の開催」について、既に常設の会議として年1回開催されているため、取

組事項に記載させていただいたところである。他市との連携については、今後検討していきたい。

〔基本目標 2 認知症施策の推進について〕

「方針 1 当事者の視点に立った普及啓発と支援」〔施策の方向(2)認知症の人及びその家族への支援の推進〕〔取組内容〕の中に、「認知症に関する相談の再構築」とあるが、「再構築」とは具体的に何にか。また、認知症の人及びその家族に対しての早期支援の取組みについて記載があると良いと思う。

現在、各高齢者相談課や高齢者支援センターを窓口として、認知症の方の相談を行っているが、相談窓口を再構築していきたいと考えているため、計画上で記載したところである。

相談窓口を指しているのであれば、表現は「相談体制の再構築」とするべきではないか。

分かりやすい表現を検討させていただきたい。

認知症の方への早期対応・支援については、高齢者支援センターを窓口として、認知症の専門医や市の保健師や社会福祉士、作業療法士、高齢者支援センターの職員等の専門職で構成している初期集中支援チームがあり、そちらで早期対応・支援を行っているところである。以前と比較し、医療と介護の連携が向上していることもあり、初期集中支援チームで対応する事例数は増加していない状況がある。今後、本人や家族に認知症に早めに気づいていただき、高齢者支援センターに相談していただけるよう、普及・啓発に力を入れていきたいと考えているところである。

「方針 1 当事者の視点に立った普及啓発と支援」〔施策の方向(2)認知症の人及びその家族への支援の推進〕の部分に、認知症の方を地域で見守る体制づくりについて、自治会や民生委員・児童委員の方が地域で活動している現状があることを踏まえて、具体的に記載したほうが良いと思う。

認知症の方について、家族がいない方や夫婦で認知症を患っている方が増えている。認知症の方で、ゴミの分別ができないことで地域の中の関係が悪くなり、その地域で生活が継続できなくなった方がいると聞いたことがある。そういった方は、地域の理解やサポートを必要としていると思う。

また、認知症の方に家族のサポートがあったとしても、本人が認知症を患っている自覚がないと医療機関の受診に繋がらないため、その部分のサポートが必要であると思う。

認知症の方に対する地域でのサポートについては、日常生活圏域ごとに開催している地域ケア会議でも多くでている課題である。まずは地域の課題として取組みをしていきたいと考えている。

認知症の方について、民生委員・児童委員の個別訪問事業において、支援が必要だと感じた方に対して、高齢者支援センターと連携して支援を行っている。

〔基本目標3 介護サービス基盤の充実について〕

「方針1 介護人材の確保・定着・育成」について、市で「介護人材センター」のような集中的な機能を持った機関の設置を目指して欲しい。神奈川県では人材バンクの機能を持った機関が既に設置されているが、市で「介護人材センター」を設置したうえで、介護人材の確保に向けた総合的な施策を展開していく必要があると思う。

介護人材の育成校・育成機関については生徒の確保が厳しい状況があり、育成校は市内で津久井高校のみとなっているため、今後、新しい介護人材を育ていく機関が必要であると思う。また、近隣の町田市との連携や支援をしていくことが必要であると思う

介護人材センターの設置について、検討を行っていく予定である。

「方針2 介護サービスの質の向上」〔施策の方向(2)介護給付適正化事業の推進〕〔基本的な取組〕「ケアプラン点検の実施」について、私は居宅介護支援員として就労しており、ケアプラン点検の実施は必要な取組みであると認識している。点検方法については居宅介護支援員の意見も反映していただきたいと思う。また、「自立支援・自立重度化防止に資するもの」とあるが、具体的に何を指標とするのが重要であると思う。

「ケアプラン点検の実施」については、国が介護給付等適正化事業の1つとして位置づけているものである。実施方法等については、今後、多角的な視点で検討していきたいと考えている。

訪問介護事業所について、高齢の訪問介護員が多く、平均年齢が50代半ばの事業所が多くある。私共の施設でも、60代の方や70代の方が働いているが、そのような年代の方も活躍されている。また、一般企業を定年退職された方も多く、社会経験が豊富であり、良い面もあるが、私共が指導をしづらい面もある。市には高齢介護職員向けの研修の開催を検討していただきたい。

訪問介護員向けの研修を毎年度開催しているところであるが、研修の実施方法を工夫していきたいと考えている。

「方針1 介護人材の確保・定着・育成」について、市では外国人向けの介護の仕事相談窓口の設置は考えているのか。津久井地域で居宅介護支援員として就労しているが、津久井地域は介護人材の不足が深刻で、外国人の雇用についても考えていけないといけないと思っている。また、私自身も外国人の方を担当しているが、外国の言葉が使われる場面があるため、外国人向けの介護の仕事相談窓口があれば良いと感じている。

平成29年11月1日施行で、外国人の技能実習制度の監理団体に許可制度が設けられることになっている。外国人の介護の仕事相談窓口については、今後の状況を踏まえ、検討させていただく。

「方針2 介護サービスの質の向上」について、「介護サービスの質」をどのように評価するのかが大事であると思う。要介護度の改善のみを評価する方法で良いのか、重度の方などの活動や参加の部分を含めて評価していく方法もあると考えられる。具体的な指標として何をを用いるのか方向性を定めていく必要がある。

「介護サービスの質」の指標について、目的は自立支援・重度化防止になるかと思うが、何を指標にしていくかは難しいところである。今後、検討を進めていく。

「方針1 介護人材の確保・定着・育成」について、特養などでは施設内で託児所を運営している施設が多くある。内閣府の事業として、企業が託児所を設置・運営する際の費用に対する助成制度があるが、手続から決定までに時間が掛かり、その期間に人材を確保する機会を失う可能性がある。0歳～1歳時を抱える女性が働けるように、市がスピード感を持って、特養の託児所の運営費を支援できるのであれば、人材の確保の貢献に繋がっていくのではないかと考える。託児所は職員だけでなく、地域住民が利用できる枠を設けるなどの方法があると思う。

第7期高齢者保健福祉計画（素案）の「基本的な考え方」の部分で「地域共生型社会の実現」について記載をしているところであるが、子どもを抱える方が働きやすい環境を作ることは、高齢者や障害者、子どもなどを包括的に支援していく「地域共生型社会の実現」に関係してくる部分になると思う。市として、どのような支援ができるか、検討していきたい。

「方針2 介護サービスの質の向上」〔施策の方向(1)介護サービスの質の向上〕〔基本的な取組〕「介護サービス事業者に係る介護サービス情報公表システムの運用及び活用」について、介護サービス情報公表システムは県が運用していると認識していたが、市が運用しているのか。

介護サービス情報公表システムについては、来年度から市に事務が委譲される予定のため、市を主語として記載したところである。

介護サービス情報公表システムの運営は国から義務付けられたものなのか。また、介護サービス情報公表システムを活用している方が少ない現状や、介護サービス事業所にとって調査費用が負担になっている現状があるため、実際の運用状況を調べたうえで、介護サービス情報公表システムを運用していく必要があるのか検討が必要だと思う。また、介護サービス情報公表システムの運用が必要なのであれば、システムを活用する手段等を検討していく必要があると思う。

〔目標4 高齢者の社会参加と生きがいづくりの推進について〕

「方針1 高齢者の社会参加の推進」〔施策の方向(1)高齢者の出番と居場所づくりの推進〕について、老人クラブの会長から年齢が達しても入会しない方が多いとの相談を受けたことがある。「方針1 高齢者の社会参加の推進」に記載されている取組みを行うことができるのか、不安を感じる。

老人クラブについて、基本的に60歳以上の方が加入できる規約となっている。高齢者の方は、再雇用等で就労を継続される方が増えており、老人クラブだけでなく、シルバー人材センターの会員数やあじさい大学の受講者数が減っている現状がある。

高齢者自身が100歳体操や見守り活動・ボランティア活動の実施主体になることができることを普及・啓発していくことが必要であると考えている。

老人介護保健施設を運営しているが、高齢者で長い期間就労している方がいる。男性に偏った話しになるかもしれないが、人に頼りにされたり、やりがいを感じたりすると、今までの社会経験に新しい視点が加わり、良い方向に繋がると思うため、そういった方を称える仕組みがあると良いと思う。

老人クラブの活動について、同年代の活動だけでなく、地域の小学校と連携した活動を企画し、他の世代が老人クラブで地域の活動をすることが「かっこいい」というイメージを普及することが大事だと思う。高齢者の中には、若い方に評価されるとモチベーションが上がる方がいる。今後、地域の活動をやっていない方が「私もやろうかな」という雰囲気醸成していくことが必要であると思う。また、若い方の中には組織に所属するのを嫌がる方がいるため、将来的に地域活動の組織に入会する人がいないという事態が起こらないように、対策をしていく必要があると思う。今は、地域を守るという考えを持っている方が多くいるが、その方達が体調不良等で活動できなくなった場合に、組織の持続性・継続性がなくなってしまうと思う。

「方針2 高齢者の就業機会の充実」「方針3 高齢者が安心していきいきと暮らせる高齢社会の実現」について、高齢者が凄い力になっていると感じている。

「高齢者が活躍する時代は今だ」「市としてバックアップします」などの形式で、高齢者が社会参加したくなるようなインパクトを与えていく必要があると思う。

例えば、「介護の日大会」の中で、3年以上就労を継続している高齢者に対して市長表彰等を実施すれば、やりがいを持っていただけたらと思う。

検討させていただく

「住民主体サービスの担い手としての高齢者」等の文言を計画に記載することで、高齢者が自分達にこのような場所があるということに気づくきっかけに繋がると思う。

(2) その他

第 2 回相模原市介護保険制度に係る実務者会議において、特別養護老人ホームの入所待機者の性別の内訳について質問があったため、報告させていただく。平成 29 年 4 月 1 日現在、男性 92 人、女性 119 人である。構成比としては、男性 43.6%、女性 56.4%である。

以上

第4回相模原市介護保険制度に係る実務者会議 委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	出欠席
1	今井 徹	相模原市高齢者福祉施設協議会	出席
2	小此木 理恵	さがみはら介護支援専門員の会	出席
3	加藤 茂之	相模原市歯科医師会	出席
4	金澤 美保子	高齢者支援センター（地域包括支援センター）	欠席
5	河本 しげ美	相模原市訪問看護ステーション管理者会	欠席
6	小林 充	相模原市高齢者福祉施設協議会	出席
7	小松 幹一郎	相模原市病院協会	出席
8	小山 孝子	さがみはら介護支援専門員の会	出席
9	坂本 陽二郎	相模原市高齢者福祉施設協議会	出席
10	佐藤 聡一郎	相模原市医師会	出席
11	澤畔 正裕	高齢者支援センター（地域包括支援センター）	出席
12	澤田 弘之	相模原市薬剤師会	出席
13	杉山 美紀	さがみはら介護支援専門員の会	出席
14	土田 恵津子	友知草の会	出席
15	中川 らんこ	高齢者支援センター（地域包括支援センター）	欠席
16	松岡 秀樹	相模原市社会福祉協議会	出席
17	吉田 尊子	相模原市介護老人保健施設協議会	出席

（敬称略、50音順）